

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局企画部住宅政策課(民間住宅助成)(06-6208-9225)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	特定優良賃貸住宅等の供給計画の変更の認定(公社建設分)
概要	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、中堅所得者等の居住の用に供するため、住宅供給公社が本市から供給計画の認定を受けて建設する賃貸住宅を特定優良賃貸住宅等(公社建設分)といい、計画の認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)は、計画の認定を受けた供給計画の変更をしようとするときは、市長の認定を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	①特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第5条 ②特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第17条 ③地域優良賃貸住宅制度要綱第3条第8項 ④特定優良賃貸住宅等供給促進事業(大阪市住宅供給公社)制度要綱第7条
審査基準	①特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条、第3条、第5条 ②特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第2条～第17条 ③特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の運用について(平成5年7月30日建設省住管発第4号・建設省住建発第110号)記の1の(1)～(3)、(5) ④地域優良賃貸住宅制度要綱第3条～第11条 ⑤特定優良賃貸住宅等整備基準(平成5年7月30日建設省住建第118号) ⑥地域優良賃貸住宅整備基準(平成19年3月28日国交省住備第164号) ⑦特定優良賃貸住宅等供給促進事業(大阪市住宅供給公社)制度要綱第4条、第7条 ⑧特定優良賃貸住宅(大阪市住宅供給公社)整備基準 ⑨地域優良賃貸住宅(一般型)(大阪市住宅供給公社)整備基準
標準処理期間	1ヶ月
経由日数	なし
提出先	都市整備局企画部住宅政策課(民間住宅助成)
提出時期	随時
提出方法	特定優良賃貸住宅供給計画変更認定申請書及び添付書類を上記の提出先へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局企画部住宅政策課(民間住宅助成)
ホームページ	
備考	